

令和8年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年4月3日(金) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○出席職員

事務局長 二宮 万裕美
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 菊池 嘉隆、宮崎 こずえ

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による転用後の事業計画変更申請について 1件

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 8件

議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 23 件
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 5 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 8 年度八幡浜市農業委員会スケジュール(案)について
- ・令和 8 年度最適化活動の目標の設定について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・活動記録簿について
- ・第 5 回農業委員会総会について

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 8 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、19 名中 18 名で総会成立の定足数に達しています。欠席委員は「19 番、柴田 紳一郎 委員」です。

それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長 (招集挨拶)

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「18 番、菊池 健三 委員」、「1 番、濱田 善純 委員」を指名します。

議 長 続きまして、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。

番号 10 について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 10 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「653 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により農作業ができないため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、農業経営を始めたい

であります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 譲渡人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳、譲受人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この方は以前〇〇〇〇をされておりました「〇〇〇〇」さんの息子さんになられます。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親戚関係にあたりまして、実際この「〇〇〇〇」さんの土地は、「〇〇〇〇」さんのお父さんが耕作されております。

息子さんも農業をされているんですが、この土地を譲り受けて作るということで、この申請が上がっております。

何も問題はないので、許可についてよろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による転用後の事業計画変更申請について」を上程します。

番号3について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第15号、番号3を説明いたします。

この案件については、令和7年9月18日に5条転用申請があり、10月17日に愛媛県知事の許可を受けたものの、短期間での変更申請となります。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況は「更地」状態です。面積「321㎡」、所有権移転したものを変更するものです。

譲渡人「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇の方で「〇〇〇〇」に在住です。

譲受人「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳。

転用目的は、当初は駐車場用地でした。今回の変更後、宿舎及び駐車場とするものです。

転用した理由としましては、譲渡人は元々〇〇〇〇に住んでおられたのですが、10年程前にご主人が亡くなられ、〇〇〇〇におられる娘さん宅に転出され、八幡浜市の方に帰ってこないということで、高齢で財産を整理するために売却をしたものです。

譲受人は、〇〇〇〇の経営を行っておりますが、〇〇〇〇敷地が狭いため、現在従業員の駐車場を近隣に賃借している状況です。

今回、〇〇〇〇の隣地である申請地を購入して、従業員の通勤用の駐車場として利用するため転用申請をするというものでした。

当初から、担当の「〇〇〇〇」と「〇〇〇〇」の間で意思疎通が密にできていなかったことなどが理由で、今回の短期間での変更となります。

「〇〇〇〇」としては同時購入の隣接地と一体として、宿舎及び駐車場としての使用を考えておりましたが、宿舎の一部が該当の土地まで及ぶということを深く考えていなかったとのことで、駐車場のみでの使用として申請をしていたものです。

転用許可自体はおりてはいるのですが、建物を建てるということで市の建設課建築係の方から連絡があり、建物を建てるんですが、転用許可はおりていますかということで問い合わせがありました。

転用はできているものの、駐車場としての使用での許可ですよということをお伝えして、現在建物が建てられない状態で止まっている状態です。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」側で密に話ができていなかったということで、特に問題はないとは思いますが、駐車場の許可ということで南予地方局にも連絡をし、確認をしました。

こういう状況での短期間での変更となるんですが大丈夫ですかという事前のお知らせはしたんですが、あまり聞いたことがない理由だ、建物を建てる転用許可を出した後に資金難で建てられなくなったとか、そういうことはよくあることらしいんですが、はみ出るとかいうのはあまり聞いたことがないけれども、特に問題がないのであれば県としては大丈夫ですよということを内諾いただいております。

続いて、参考資料の1、2ページの位置図をご覧ください。

申請地は「〇〇〇〇」の隣接地で、〇〇〇〇から西に130メートルのところに位置しており、都市計画用途地域の第1種住居地域にありま

す。このことから申請地の農地区分は農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため第3種農地となります。この第3種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます、ということで転用許可はすでに県知事よりおりております。その分の変更ということです。

4ページから6ページに現況の写真7ページに建物等の配置図、8、9ページに平面詳細図を添付しております。

当初の計画よりも転用部分にはみ出るというイメージでの変更申請とご想像いただければと思います。

住宅地の中での地目が「畑」として残っていた状態で、近隣に農地もなく特段問題はないかと思われまます。

以上説明を終わります。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 3月30日に資料が届いておりましたが、3ページの図面ですが、これは以前にあったところだと思って色々考えたんですけど、分からなかったんで、家が残っていた横の「〇〇〇〇」を転用すると思って次の日31日に現場を見に行ってみたら、「〇〇〇〇」まで更地になっておりました。

これでも分からないので、「〇〇〇〇」からも資料が来ていたので、4月1日に「〇〇〇〇」まで行き、「〇〇〇〇」にお聞きしました。

色々とはあったんですけど、この〇〇〇〇の〇〇〇〇に来られる方は8割方が県外の方だそうで、どうしてもホテルとかに泊まらないといけないのに、四国電力関係の方が先に押さえてしまうので、泊まる所が無いそうです。それで必要なんだという話もお聞きしました。

先ほど詳しい説明があり、問題ないと思います。

よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第16号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見
について（所有権移転）を上程します。
番号8について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第16号について説明します。
番号8、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現
況「樹園地」、面積「1,692㎡」、外2筆、計「1,950㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」さんは高齢により面積を減らしたいという要望があっ
て、「〇〇〇〇」さんのお孫さんになる「〇〇〇〇」さんが、農業大学
校を卒業後に農業に従事している状況で、面積を増やしたいと。
そして、その隣接地に共同のモノラックがあったということも含めて
売買が成立したということで、何ら問題はないと思いますのでよろしく
お願いいたします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。
- 委 員 （意見、質問等なし）
- 議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 （異議なく承認）
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号9について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号9について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹

園地」、面積「887 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 この議案ですが、「〇〇〇〇」さんは高齢のため農業を続けられない
ということで、「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」の息子さんです。

それで、会社ではなくて、息子さんの名義にするということですので、
何ら問題ないですので賛成のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 10 から 11 について、一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 番号 10 から 11 について、一括して説明します。

番号 10、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「1,651 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 11、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「182 m²」、外 1 筆、計「838 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 5番 番号10と11について説明します。
番号10ですけど、この園地は所有者が「〇〇〇〇」さんになっておりますけれど、「〇〇〇〇」さんがみかんを植えて耕作しております。
それで番号11と関連があるんですけど、番号11は「〇〇〇〇」さんが作っておりますけど、その上に「〇〇〇〇」さんの園地がずっとあります。
売買価格〇〇〇〇とか〇〇〇〇とかいう値段なんですけれど、お互いにメリットがあるので無償で交換みたいな話もありましたが、きちんと金額を決めて売買しようという話になり〇〇〇〇と〇〇〇〇という価格になっております。
それぞれ両方の園地共に耕作されて、問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号12について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号12について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「690㎡」、外1筆、計「906㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 6番 「〇〇〇〇」さん〇〇歳、現在「〇〇〇〇」に住んでおりますが、元は「〇〇〇〇」に住んでおります。「〇〇〇〇」にあります「〇〇〇〇

○」の3女の方になります。

「○○○○」さん○○歳、現在「○○○○」に住んでいますが、以前は「○○○○」の方に住んでおりました、この「○○○○」さんと「○○○○」さんは「○○○○」の同じ組内になります。

「○○○○」さんなのですが、お父さんとお姉さんの息子さんとの3人で柑橘の方を栽培されております。

この土地は「○○○○」さんの「○○○○」をされてたお父さんが栽培されておったんですけども、去年亡くなりまして、後をやられる方を探しておりましたが、同じ組内の「○○○○」さんが、この農地と接続しておりますので、話がまとまりまして、作るようになりました。

承認の方もよろしく願います。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号13から14について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号13から14について、一括して説明します。

番号13、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,180 m²」、外1筆、計「2,487 m²」。

所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。

番号14、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,363 m²」、外3筆、計「2,986 m²」。

所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

12番

番号13、14について説明します。

番号13ですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳。ご主人を亡くされた後、各園地を知人の方にあたっていただいていたようですが、この園地をあたっていただいていた方がやめられるということで、隣接した園地を耕作されている「〇〇〇〇」さんとお話がまとまりました。

買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、ご夫婦で作業をされています。6月から3月の間には研修生の方が1名、11月から4月の間はアルバイトの方1名を雇われているそうです。現在、少し手が足りないということで、アルバイトの方を探し募集されているそうです。

問題はないと思います。よろしく申し上げます。

番号14について説明します。

売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、ご主人を亡くされた後、園地の整理をされていて、この園地が最後の園地だということです。

買い手の「〇〇〇〇」さんは、この会でよく話をさせていただく方ですが、この園地は数年前から「〇〇〇〇」さんが借りられて、石地温州に改植されています。

問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することといたします。

議長 　　続きまして、番号15について、事務局の説明を求めます。

事務局

番号15について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「63㎡」、外1筆、計「1,505㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 4 番 売り手の「〇〇〇〇」さんは高齢のために農業されていません。
この土地は「〇〇〇〇」さんの所に 30 年来貸しておられる園地でした。ということで今回売買ということでされますが、ここは園内道も付いており、案外となだらかな所なので良い土地だと思います。
何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程します。
番号 42 について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 17 号について説明します。
番号 42、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「616 m²」、外 4 筆、計「1,943 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」というのは、亡くなられた「〇〇〇〇」〇〇〇〇の息子さんが経営をされているわけですけれども、まだ〇〇〇〇でもアルバイト的な仕事をしている中で、面積が多いということで、減らしたいということです。
「〇〇〇〇」君は従業員もたくさん雇って、かなりの面積を作ってい

るような状況なんですけれども、両方ともマッチングがうまくいって、
こういう貸し借りが成立したわけです。

何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 　　（意見、質問等なし）

議 長 　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　（異議なく承認）

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 43 から 45 について、一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 　　それでは番号 43 から 45 まで一括して説明します。

番号 43、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「1,268 m²」、外 1 筆、計「2,543 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇
〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 44、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「290 m²」、外 5 筆、計「5,674 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇
〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 45、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、
現況「樹園地」、面積「805 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇
〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

2 番 　　それでは、番号 43、44、45 を説明いたします。

番号 43 ですが、「〇〇〇〇」さん、高齢のために面積を減らしたいと
いうことです。

「〇〇〇〇」さんは新規就農者で、番号44の「〇〇〇〇」さんの空家を借りて住んでおります。

この度、倉庫も借りるようになって、コンテナとか選果機とか全部借りるようになったということで、農業を始めたいということで、この「〇〇〇〇」さんの農地も半分ほど貸していただけるということで、「〇〇〇〇」さんの山をあたるようになりました。

45番ですが、「〇〇〇〇」さん、息子さんは〇〇〇〇にお勤めになられています。それでお父さん1人では少し面積が広すぎるので、少し面積を減らしたいということで、「〇〇〇〇」君が作るようになりました。

何も問題ないと思いますので、承認のほどよろしくお願いします。

議 長 この「〇〇〇〇」さんは新規就農ということですが、農業の経験はあるんですか。

2番 1年間、「〇〇〇〇」で「〇〇〇〇」さんの山を手伝われたそうです。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号46について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号46を説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「507㎡」、外3筆、計「3,011㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 5番 番号46について説明いたします。
「〇〇〇〇」さんは今は定年なって家におられますけれど、ずっとお勤めされておりましたので、この園地は何十年も貸しておられたみたい
です。
この園地は「〇〇〇〇」さんの家の後ろにあって、便利なところ
なので、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号47について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは番号47を説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹
園地」、面積「487㎡」、外5筆、計「1,775㎡」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇
〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 6番 「〇〇〇〇」さんは、先ほど所有権移転、番号12の方です。
お父さんが作られていたんですが、倉庫の周りど、「〇〇〇〇」にあ
った元の自宅の周りの土地を作る人を探しておりまして、受け手の「〇
〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」でお隣同士だった方で、同じ組内と
いうことでお話がまとまりまして、〇〇〇〇という形になりました。
何も問題はないので、よろしく願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい

ませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 48 から 52 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 48 から 52 まで一括して説明します。

番号 48、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「559 m²」、外 1 筆、計「1,127 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 49、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,202 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 50、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「969 m²」、外 2 筆、計「1,563 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 51、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「916 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 52、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,703 m²」、外 2 筆、計「2,208 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、48番と49番の説明をします。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、1人でみかん作りをされております。48番と49番の畑は3筆あるわけなんです、道路を挟んだ1つの園地になります。

昨年までは、「〇〇〇〇」さんの親族の方が、この園地を耕作されておりましたが、高齢のため耕作をもうできないということで、今回、48番の畑を「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇をされた方になりますが、「〇〇〇〇」さんの畑の隣接園ということで耕作することになりました。

また、49番の畑につきましても隣接園ということで、こちらは、〇〇〇〇で〇〇〇〇をされております「〇〇〇〇」さん〇〇歳が耕作することとなりました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

次に50番ですが、貸し手は同じく「〇〇〇〇」さんになります。

借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇出身でIターン就農2年目になる方で、普段は奥さんと2人で〇〇〇〇までやって来られて、熱心に山仕事に励まれております。

この畑につきましても、昨年までは「〇〇〇〇」さんが耕作されておりましたが、高齢のため規模縮小したいということで、今回「〇〇〇〇」君が耕作することになりました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

次に51番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳で、現在、〇〇〇〇の〇〇〇〇をされております。借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、息子さんも最近就農されまして、家族でみかん作りに励まれております。この畑につきましても、「〇〇〇〇」君が就農する以前は、「〇〇〇〇」さんが耕作されておられて、今回、「〇〇〇〇」君が、園地管理が手一杯ということで、再び「〇〇〇〇」さんが耕作することになりました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

最後に52番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、畑は全て貸し出していて、今はみかん作りをされておられません。

借り手の「〇〇〇〇」君は〇〇歳で、両親とみかん作りをされております。

この畑は以前から「〇〇〇〇」君が耕作しておられて、この案件は新規となっておりますが、再設定の案件でありまして、更新に伴い借り手が父親から息子の「〇〇〇〇」君に代替わりしたため、このように新規扱いとなっております。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　（意見、質問等なし）

議 長 　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　（異議なく承認）

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 53 から 54 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 53 から 54 まで一括して説明します。

番号 53、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,664 ㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 54、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「470 ㎡」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 1 番 　　それでは 53、54 の説明をいたします。

53 番、貸し手の「〇〇〇〇」さん、ご高齢ですが、息子さんも奥さんもおおり、実際営農されているわけなんです、この園地に関しましては、もう 40 年来「〇〇〇〇」さんに貸しておられるということです。先ほど〇〇〇〇さんも言われましたが、「〇〇〇〇」君ということで代替わりされて、今回の案件となっております。

54 番、「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さんも〇〇半ば過ぎ、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」のお父さんになります。

「〇〇〇〇」さんも高齢で、跡を取られている方もいないので、畑は

全てあてております。

この畑は去年まで違う方が作っておられましたが、その方が家庭の都合により耕作できなくなったということで、「〇〇〇〇」さんが作るようになりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇出身の I ターン就農 3 年目でございます。少しずつ畑を増やして、真面目に奥さんと 2 人で営農されております。

問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 退席」

議長 続きまして、番号 55 について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 55 を説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「785 m²」、外 2 筆、計「3,069 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは 55 番の説明をさせていただきます。

貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、以前に旦那さんを亡くされておられて、以来みかん作りはされておられません。

この畑は以前から貸し出していたんですけど、借り手の方が家庭の事情により耕作できないということで、今回、この畑の隣接園が〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんの畑ということで、「〇〇〇〇」さんが耕作すると

いうことになりました。

何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 着席」

議 長 　　続きまして、番号 56 から 60 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 56 から 60 まで一括して説明します。

番号 56、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,065 m²」、外 1 筆、計「1,460 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 57、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,407 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 58、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「601 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 59、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「787 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 60、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「3,223 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」
〇)、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは56番から60番の説明をいたします。

56番「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。たいへん高齢になって農地を縮小したいということで、親戚になる「〇〇〇〇」さんをお願いして引き受けていただきました。

続いて57番「〇〇〇〇」さん、旦那さん「〇〇〇〇」さん〇〇歳と農業をされておりますが、高齢で農地をどんどん減らしたいということで、隣接園地を耕作されている「〇〇〇〇」さん〇〇歳ですが、まだまだやれるということで引き受けていただきました。問題ありません。

続きまして、58番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳、これも隣接園地で共同のモノレールの園地です。

「〇〇〇〇」さん、人手が足りないので面積をどんどん減らしたいということで減らされております。今回、この園地も隣接している「〇〇〇〇」君に作っていただきたいということで話を持っていったら、快く引き受けていただきました。何ら問題ありません。

59番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

この園地につきましては「〇〇〇〇」さんの方が除草剤をしたり、色々手伝ってあげたりしていた園地になります。

「〇〇〇〇」さんの奥さんから、今回農業ができなくなったということで、「〇〇〇〇」さんをお願いしたいということで連絡が入り、「〇〇〇〇」さんの方に連絡したところ、快く作りますよということで話がまとまりました。

60番「〇〇〇〇」さん〇〇歳、高齢で農地を手放したい。

これも隣接園地で共同モノレールの園地を作っている「〇〇〇〇」さん〇〇歳が、快く引き受けていただきました。貸借権で〇〇〇〇という値段がつきましたが、これはこの〇〇〇〇を支払いながら、将来はそれを積立のような形にして買い取りたいということを双方で話し合っ、この値段を設定いたしました。

以上です。何ら問題ないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

(休 憩)

議 長 番号 61 から 62 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 61 から 62 まで一括して説明します。

番号 61、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「670 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 62、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「600 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 61、62 を一緒に説明させていただきます。

この 2 園地は隣接園です。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。

去年まで「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの畑を耕作しておりました。「〇〇〇〇」さんが高齢で年を取ってしんどくなったので、同じ隣接園を耕作している「〇〇〇〇」君に後をお願いしたところ、「〇〇〇〇」君が快く受け入れてもらったということで、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 63 について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 63 を説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「856 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

12番 貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳。高齢で跡をとられる方もいないということで、ご近所の「〇〇〇〇」さんと話がまとまりました。
借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、ご家族 4 人で 3 町 2 反の園地を耕作されています。
この園地は、一昨年の積雪で倒壊したアンコールのハウスの跡地で、田んぼ跡ということで冷気がたまりやすく、この話を伺った 2 月の時点では、次に何に更新するか迷っておられるということでした。
問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

- 議 長 続きまして、番号 64 について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 64 を説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,452 m²」、外 1 筆、計「4,308 m²」。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 17 番 それでは、番号 64 について説明いたします。
「〇〇〇〇」さん〇〇歳ですが、あっせん会議の時には息子さんの「〇〇〇〇」さん〇〇歳が出席されていました。
「〇〇〇〇」さんは〇〇歳です。
この案件につきましては、〇〇〇〇の手前右下のみかんなんですけど、もうちょっと西側に行った所に、当時、〇〇〇〇をされておりました「〇〇〇〇」さんという方がおられて、息子さんの「〇〇〇〇」君、「〇〇〇〇」君がそこに一緒に摘果に来られたそうです。
6 月頃の話ですが、そこでまとまった話です。
あっせん会議の時に「〇〇〇〇」君には初めて会いましたが、真面目そうな方です。
大丈夫だと思いますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第2号について説明します。
番号15、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積
「3,745㎡」、外1筆、計「3,867㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、貸借人「〇〇〇〇」。
以降の案件は、報告のため説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 15時25分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年4月3日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 菊 池 健 三

議事録署名人 濱 田 善 純